

令和 4 年 10 月 28 日
日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部
安 全 管 理 部

人形峠環境技術センターにおける統合原子力防災ネットワーク設備の運用変更について

1. 経緯

日本原子力研究開発機構の統合原子力防災ネットワーク設備は、原子力災害対策特別措置法の適用となる 6 事業所（原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究所、高速増殖原型炉もんじゅ、新型転換炉原型炉ふげん、人形峠環境技術センター）及び 3 事務所（本部、東京事務所、敦賀事業本部）に対して、法的要求となることを見据えて平成 24 年度から順次、整備、運用してきた。

平成 29 年度に「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」が一部改正された際、人形峠環境技術センターについては同命令第 2 条 2 項の対象とならなかった。そのため、統合原子力防災ネットワーク設備は法的に設置を要求される設備とはなかったものの、既存設備を有効活用するという観点で、運用を継続してきた。

2. 人形峠環境技術センターにおける統合原子力防災ネットワーク設備の運用変更

統合原子力防災ネットワーク設備のうちスカパー J S A T 社の衛星回線サービスが令和 5 年 12 月末で終了し、新しい衛星回線サービスに移行することとなったため、一部の衛星機器の更新が必要となった。（更新費用としては、1 拠点あたり約 400 万円～1400 万円を見込む。なお、衛星設備の回線使用料や年間保守契約を含めた維持費は 1 拠点あたり約 750 万円/年。）

上述のとおり人形峠環境技術センターの統合原子力防災ネットワーク設備は、法的な設置要求はなく既存設備を有効活用するという観点で運用してきたことから、衛星機器の更新は行わずに令和 5 年 12 月末をもって衛星回線については運用を終了したい。ただし、統合原子力防災ネットワーク設備の地上回線については既設設備が引き続き使用可能なため運用を継続していく（衛星回線同様、既設設備が利用困難となったところで運用を終了する）。

なお、今回の統合原子力防災ネットワーク設備の運用変更に伴う、人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画の修正は発生しない。

以上